

令和 5 年度静岡県障害者在宅ICT機器講習開催業務委託仕様書

1 委託業務名

- (1) 令和 5 年度静岡県東部地域障害者在宅ICT機器講習開催業務委託
- (2) 令和 5 年度静岡県中部地域障害者在宅ICT機器講習開催業務委託
- (3) 令和 5 年度静岡県西部地域障害者在宅ICT機器講習開催業務委託

2 概要

外出が困難なため、在宅でICT機器に関する個別支援が必要な障害のある人にそれぞれの地域での自立支援を目的として、対象者の自宅等でICT機器講習を実施する。

3 履行期間

契約の日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで

4 契約限度額

実施時間実績に基づき、翌月以降に委託料を支払うものとする。

費用	委託費
講師報酬	講師 1 名・講習時間 1 時間あたり 3,300 円 (受講者負担金含む)
講師旅費	
需用費	
役務費	

5 委託業務の内容

地域生活支援促進事業(厚生労働省)実施要綱に基づき、以下のとおり実施すること。

(1) 事業の内容

外出が困難なため、在宅でICT機器に関する個別支援が必要な障害のある人を対象に、その者の自宅等でICT機器講習を実施する。

(2) 講座時間数

予算の範囲内で実施するものとし、実施時間数は受託者決定後別途通知する。

(3) 業務実施範囲

<東部地域>

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町、富士宮市、富士市

<中部地域>

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町

<西部地域>

磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町、浜松市、湖西市

(4) その他

- ・受講生募集・研修用資料の作成もあわせて実施すること。
- ・受講者負担金（講師 1 名・講習時間 1 時間あたり 500 円とする。）を徴収すること。
- ・県は、委託費から受講者負担金を差し引いた額を委託料として支払う。
- ・個人情報保護については、別記「個人情報取扱特記事項」を最低基準とすること。
- ・その他本事業に必要な連絡調整を行うこと。

6 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業として行うため、本事業で制作された成果物、著作権等は原則として静岡県に帰属するものとし、その詳細については県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。
- (2) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。
- (5) 委託費により取得した動産（取得価格が1品100,000円以上のもの及びパーソナルコンピュータ）については、事業終了後、県に引き渡すものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

甲：委託者（静岡県）

乙：受託者

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、委託業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取得状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。